

行政減量・効率化有識者会議の総括（概要）

— 独立行政法人改革に係るこれまでの取組みと行政刷新会議に期待すること —
平成 21 年 12 月 3 日

I. 有識者会議のこれまでの取組み

1. 「独立行政法人整理合理化計画」の策定

- 18 年末から 19 年 5 月まで、20 年 10 月発足の政策金融機関の新たな体制について、集中的にヒアリングを行い、その後、専門的な検証を行うワーキングチームを設置。
- その後、独立行政法人整理合理化計画策定に必要な基本的な考え方を示すための議論を開始。7 月に集中的な検討を行い、8 月上旬に政府の基本方針の基となる「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針について」を取りまとめ。
 - 独法の全事業を対象に「真に不可欠なもの以外はすべて廃止する」として、十分な合理性をもって真に不可欠なものとして説明されるものについてのみ、その存続を認めるとの考え方で見直し
 - また、①事業の受益負担関係が明確で民間主体で実施可能と考えられるもの、②これまでの様々な指摘に対応して適切な措置を講じていないもの、③財政支出に見合う効果が発揮されていないと考えられるもの、④諸外国で公的主体が実施していないもの、を厳しく精査
 - その他、情報公開、随意契約見直し、保有資産見直し等の方針を提示
- その後、有識者会議で 49 法人について各省からヒアリング、各法人の問題点等を指摘。これを踏まえ、19 年 12 月末に「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定。
 - 組織の廃止、統合、民営化等により、101 の独法を 85 法人に削減
 - 全法人の 342 の事業のうち、おおよそ 6 割の 222 の事業を見直し
 - 最終的な結論が得られなかった雇用・能力開発機構、住宅金融支援機構、都市再生機構につき、それぞれ、存廃について 1 年を目途に検討、2 年後に結論、3 年後に結論、と決定
 - 随意契約の見直し、保有資産の見直し、官民競争入札の積極的な適用
 - 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備として、理事長等任命について内閣の一元的関与を強化、役員について公募制の積極的活用等により適材適所の人材登用を徹底、評価体制を内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改める方向で検討など取組み

2. 整理合理化計画の着実な実施

- 整理合理化計画の決定以降、計画に基づく見直し措置を着実に実施させるため、実施状況を評価・監視。昨年は 15 回、今年は 6 回の会合を開催。

（独立行政法人通則法改正案の検討）

- 保有資産の見直し及び内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備について、政府で、整理合理化計画を踏まえた改正内容を検討。
 - 国費で取得した不要財産の国庫納付を義務付け

- 内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みを導入
- 理事長・監事の人事に内閣承認等の仕組みを導入
- 監事について、役職員・子会社への調査権限の法定化など職務権限を強化
- 非特定独立行政法人の役職員の再就職規制を導入

(雇用・能力開発機構の廃止)

- 20年4月以降、関係者からヒアリングを行い、9月中旬に「雇用・能力開発機構の存廃についての方針(大綱)」を取りまとめ。この大綱に沿って、12月末に「雇用・能力開発機構の廃止について」が閣議決定。
 - 基本的な考え方：機構は廃止し、事業を他法人等へ移管
 - 職業能力開発総合大学校を廃止又は民営化
 - ポリテクセンター、職業能力開発大学校・短期大学校は、他法人に一旦引き継ぎ、段階的に都道府県等へ業務を移管
 - 「私のしごと館」業務は廃止するが、施設有効利用の観点から望ましい利用形態や売却先を検討

(住宅金融支援機構及び都市再生機構の在り方の検討)

- 整理合理化計画で、それぞれ、21、22年末に、その在り方を検討し結論を得ることとされ、有識者会議で累次にわたって担当省庁等をヒアリング。
- いずれについても、今後、抜本的な見直しに向けて、更に踏み込んだ議論が行われることを期待。

(整理合理化計画の進捗状況)

- 個別措置では、21年8月末時点で、約800項目のうち6割程度を既に措置。
- 横断的措置では、一定の進捗がみられるものの、随意契約の見直しのほか、独法通則法改正により措置することとなっている事項では、更に取り組みが必要な状況。

II. 行政刷新会議に期待すること

- 官製談合により廃止された緑資源機構の事例にみられるように、自律的なガバナンスが十分に確立されているとは必ずしも言えない状況。独法の内部統制・ガバナンスの強化は喫緊の課題であり、不断の改善が重要。
- 独法の事業は、それが不可欠な場合でも、資金の流れに関する情報公開、随意契約の徹底的な見直し、不要となった保有資産の売却・国庫返納の促進に今後とも取り組んでいく必要。
- 昨年通常国会に提出された独法通則法改正案は、上記の観点から、早急に検討が行われることが望まれる。
- 個別法人の見直しで明らかになったのは現場を熟知し、細部にも目配りすることの大切さ。行政刷新会議で行われる事業仕分けで、現場主義の事業・組織の見直しが行われることを大いに期待。
- 政権交代が実現した今日、改革を進める絶好の機会であり、行政刷新会議には、国民の目線で大胆な独立行政法人改革を実現されることを大いに期待。